



保険かわら版

有限会社ビッグワン

小林 淳一 佐藤 達哉 堀野修司 山本康博
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-16-302
TEL 0120-866-413 FAX0120-866-414
E-Mail:bigone-a@bigone-gp.com
http://www.bigone-gp.com

高齢者の交通事故の特徴と事故防止について～安全運転のポイント～

昨年度の交通死亡事故の内、高齢者（65歳以上）のウエイトが初めて4割を超えました。今後も高齢化社会がますます進展する中で、ドライバーとして高齢者を保護する運転を今以上に心がけていく必要があります。そこで、高齢歩行者との事故で多く見られるパターンや運転上の注意点をまとめてみました。

高齢者の特徴

高齢者との事故を防ぐためには、まずドライバーが高齢者の以下のような特徴を理解しておくことが大切です。

1. 「相手が止まってくれる」などと、周囲の状況を読んで判断するのではなく、自分の思ったように行動しがちになります。
2. 視力・聴力の衰えから、車の速度を判断しにくくなり、また間近のエンジン音が聞き取れず、車の発見が遅れることがあります。
3. 体力・運動能力の衰えから、歩行速度が遅くなり、車に対して敏感な動きがとれなくなります。
4. 交通ルールに弱くなり、ルールを無視した行動をとりがちになります。

高齢歩行者の事故パターン

渋滞車両の間から横断してくる 幹線道路横断の為、急に道路を横断する

車の接近に気づかない

信号を無視して横断してくる

高齢歩行者の事故防止 ここがポイント

高齢者を事故から守るには、高齢者を見かけたドライバーの皆さんの配慮や思いやりが不可欠です。以下のような点に注意して、高齢者事故を防止しましょう。

1. 急な道路横断に備えておく
2. 「赤信号でも横断するかもしれない」と予測する
3. 「車を確認していないかもしれない」と考える
4. 歩道から車道に出ることがある

道路交通法でも高齢者の保護は義務づけられています。

高齢者の事故防止については、道路交通法で以下のように定められています。高齢者を事故から守るためにもぜひ実践してください。

【高齢歩行者の保護】

高齢歩行者が道路を横断しようとしている場合などで、本人から申し出があったり、必要があると認められる場合、その場所に居合わせた人は高齢歩行者が安全に道路を横断できるように協力します。

（道路交通法第14条5項）。

運転者は、通行に支障のある高齢歩行者が通行しているときには、一時停止や徐行をして、通行を妨げないようにします。

（道路交通法第71条第2号の2）